

上越市インバウンド推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の活性化を図るため、外国人観光客の誘客、当該観光客の受入態勢の整備等のインバウンドの推進に取り組む観光事業者に対して、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定連携団体」とは、本市に事業所を有する次に掲げる団体という。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合（組合員の数が20以上であって、組合員の3分の2以上が宿泊、飲食、物販、交通その他の観光事業を営むものであるものに限る。）
- (3) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
- (4) 10以上の宿泊、飲食、物販、交通その他の観光事業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）によって任意に組織された団体
- (5) その他市長が補助対象者として認める団体

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、本市に事業所を有する宿泊、飲食、物販、交通その他の観光事業を行う人及び団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、インバウンドを推進することを目的として実施する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 外国人観光客の誘客のための営業活動に係る交通費（空港税等を含む。）、宿泊費及び商談会等への参加費
- (2) 外国人観光客の誘客又は受入態勢の整備のための商品のメニュー表、パンフレット及

びチラシ等の外国語翻訳料、印刷製本費及びデザイン作成に要する費用（既に作成している印刷物の改訂及び増刷に要する費用を除く。）

- (3) 外国人観光客の誘客又は受入態勢の整備のためのホームページの作成に係る外国語翻訳料（既に作成している外国語ホームページの改訂に要する費用を除く。）、外国語ホームページの初期作成費用及び自動翻訳機能の導入費用
- (4) 外国人観光客の受入態勢の整備のための看板の外国語翻訳料
- (5) 外国人観光客の受入態勢の整備のための研修会等の開催に要する費用
- (6) 外国人観光客の受入態勢の整備のための多言語翻訳機の導入費用
- (7) 特定連携団体にあっては、複数の店舗が関わる観光情報（本市の宿泊、飲食、物販、交通その他の観光に関する情報をいう。）をまとめたパンフレット、チラシ等の外国語翻訳料、印刷製本費及びデザイン作成に要する費用（既に作成している印刷物の改訂及び増刷に要する費用を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、国、他の地方公共団体その他公共的団体から同項に規定する経費について補助を受ける場合は、同項に規定する経費から当該補助を受ける額を減じて得た額を補助対象経費とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 前条第1項第1号から第6号までに掲げる経費 当該経費に2分の1を乗じて得た額（10万円を限度とする。）
- (2) 前条第1項第7号に掲げる経費 当該経費に2分の1を乗じて得た額（20万円を限度とする。）

2 前項の補助金の交付は、一の補助対象者につき、1年度当たり2回までとする。

（交付申請書の添付書類）

第7条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、補助対象事業に係る見積書の写しとする。

（交付条件）

第8条 規則第4条の規定により付する条件は、上越市インバウンド推進事業補助金の活用による効果の聞き取り、調査等に協力することとする。

（実績報告書の添付書類）

第9条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 領収書その他補助対象経費の支払を証する書類の写し

- (2) 補助対象事業に係る成果品、補助対象事業の実施内容を確認できる写真その他補助対象事業を実施したことが分かる書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市インバウンド推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第5条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年9月4日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市インバウンド推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。